

## 指定漁業の許可及び取締り等に関する省令等の一部を改正する省令案について

指定漁業の許可及び取締り等に関する省令等の一部を改正する省令案については、2月4日の水産政策審議会・資源管理分科会にて審議が行われた結果、諮問どおり答申された。これを受けて、標記省令を4月1日に施行する予定である。

### 1 改正の背景

2007年6月に成立した漁業法及び水産資源保護法の一部を改正する法律（平成19年法律第77号。以下「改正法」という。）により、

指定漁業の許可等の適格性要件の見直し

試験研究又は新技術の企業化のための指定漁業の許可等の特例

漁業調整に関する罰則の強化

漁業監督公務員の捜査協力及び権限行使区域の見直し

について規定が改正されたことに伴い、以下の省令につき、所要の改正を行うこととする。

### 2 改正の概要

#### (1) 指定漁業の許可及び取締り等に関する省令(昭和38年農林省令第5号) 罰則強化関係の改正

当該省令において禁止又は許可制とした特定の漁業について、これに違反して当該漁業を営んだ者に対する罰則の上限を引き上げるため、関係規定を整備することとする。

#### 試験研究又は新技術の企業化のための指定漁業の許可等の特例関係の改正

指定漁業の許可等の申請の際に、試験研究又は新技術の企業化を行おうとする船舶について、実績者に次ぐ第2順位の扱いとなるための認定を受ける手続を規定することとする。

また、改正法に規定されている試験研究又は新技術の企業化を行った者が実績者と同様に取り扱われるかどうかの基準である「同程度の漁業生産の基準」を定めることとする。

#### 外国周辺の海域における船舶の立入禁止規定に係る別表の改正

「漁業に関する日本国政府とセネガル共和国との間の協定」の前文

に規定するセネガル共和国に接続する200海里水域について、当該協定以外の枠組に基づく許可を有する我が国の漁業者も立ち入ることができるよう手当することとする。

#### 別表の改正

操業区域の制限や禁止を定める別表中、地名の変更等につき、所要の手当を行う。

### (2) 漁業手数料規則（昭和25年農林省令第20号）

試験研究又は新技術の企業化の認定の申請等に関する手数料について、定めることとする。

### (3) 瀬戸内海漁業取締規則（昭和26年農林省令第62号）

罰則強化関係の改正（(1)に同じ。）を行う。また、今回罰則関係で規定を整備する条項について、期間及び海域につき告示において規定していたものについて、省令において規定することとする。

### (4) 承認漁業等の取締りに関する省令（平成6年農林水産省令第54号）

#### 罰則強化関係の改正

(1)に同じ。また、これに関連して、漁業法の改正法文に合わせる等の法制的整理として、省令中の「承認」を「許可」と置き換え、「承認漁業」という名称についても「特定大臣許可漁業」と変更することとする。

#### 動力漁船の定義の変更に伴う経過措置

本省令施行の際現に日本船舶以外の動力漁船を用いて承認漁業又は届出漁業に該当する漁業を営んでいる者が引き続き行う当該漁業について、平成21年3月31日までは承認及び届出の義務の規定を適用しないこととする。

### (5) 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行規則（平成8年農林水産省令第31号）

法改正に伴う条項の追加について所要の手当を講ずる。

## 3 施行期日

平成20年4月1日（改正法の施行の日）。